

No	事業名	事業概要	平成16年度計画	平成16年度実績	所管局
3．男女平等参画を推進する社会づくり					
(2) 普及広報					
① 情報・交流					
ア．情報の提供					
109	普及啓発及び情報提供の実施	「広報東京都」、都提供テレビ・ラジオ番組や東京都ホームページ等の都政一般広報媒体を活用して、男女平等推進のための普及啓発や情報提供を行う。	都政全体の広報を行う中で、男女平等参画推進のための普及啓発・情報提供についても随時実施する。 ・活用媒体 「広報東京都」等、テレビ(解説番組4本等)、ラジオ(告知番組3本)、東京都ホームページ	都政全体の広報を行う中で、男女平等参画推進のための普及啓発・情報提供についても随時実施する。 ・広報実績 ○「広報東京都」「東京都ホームページ」 ・男女雇用平等推進月間(6月号)・みんなで考えてみませんか人権のこと(12月号)・保護命令制度が拡充されました(1月号) ・その他関連行事等はその都度掲載 ○「テレビ」 ・東京サイト(テレビ朝日){12/13～17:ドメスティック・バイオレンス} ・邦子のCatch on東京(MXテレビ) 【6/27:男女共同参画週間記念シンポジウム告知 12/4:人権週間(女性の人権問題解説)、相談機関告知】 ・東京インフォメーション(MXテレビ) 【5/19:男女平等参画事業アクションプラン助成 6/15:男女雇用平等推進月間セミナー開催 7/29:男女平等参画審議会開催 11/9:男女の平等なパートナーシップ講演会 11/18:男女平等参画リーダー講座「企業の社会的責任とは」 1/7:公開講座「21世紀を働く女性たちへ」 2/1:男女平等参画リーダー講座「働く女性のためのスキルアップ」】 ○「ラジオ」 ・都民ニュース(TBSラジオ)、都民ダイヤル(ニッポン放送){4/13:男女平等審議会意見募集 5/25:男女平等参画「民間活動助成」対象事業募集 5/28:男女平等推進セミナー募集 9/8:公開講座「女子学生就職フォーラム」募集 11/9男女の平等なパートナーシップを学ぶ講演会募集 1/26:働く女性のためのスキルアップセミナー募集 2/8:東京都農業・男女平等参画フォーラム募集}	生活文化局

№		事業名	事業概要	平成16年度計画	平成16年度実績	所管局
	110	インターネットによる情報提供	東京ウィメンズプラザのホームページにおいて、プラザ施設の予約、開催する講座の申込や図書類の予約・検索サービスを実施する。また、男女平等参画ポータルサイトを設け、就職や福祉情報等、総合的な情報を提供する。	・ホームページを利用して、情報提供を行う。	・ホームページを利用して、情報提供を行う。	生活文化局
	111	年次報告の公表	基本条例第11条に基づき年次報告を作成し、東京の男女平等参画の状況及び男女平等施策の実施状況等を公表する。	インターネットによる公表 (男女平等参画の現状 施策の実施状況)	インターネットによる公表 (男女平等参画の現状 施策の実施状況)	生活文化局
	112	定期情報誌の発行等	男女平等参画について都民の意識啓発を図るとともに、東京都の施策及び東京ウィメンズプラザの実施事業について情報提供する刊行物・ビデオを発行する。	・定期情報誌 年6回 各35,000部 ・ビデオ	・定期情報誌 年6回 各35,000部 ・ビデオ	生活文化局
	113	東京ウィメンズプラザ図書資料室の運営	都民の自己啓発、自主研究などを支援するため、関連図書、行政資料等を収集し、提供する。	蔵書 約5万4千冊	蔵書 約5万6千冊	生活文化局
イ、交流及び指導者研修						
	114	女性団体等との交流	女性団体相互の連携を図るために、フォーラムを開催する。	年1回 2日間開催	年1回 2日間開催	生活文化局
	115	地域女性団体指導者等研修会の実施	「女性と人権」の視点から、男女平等参画についての理解と認識を深めることを目的として、地域の女性団体指導者、都民等を対象に研修会を実施する。	東京ウィメンズプラザで実施する講座・研修事業に統合	東京ウィメンズプラザで実施する講座・研修事業に統合	生活文化局
	116	男女共同参画週間記念講演会	男女共同参画社会基本法の公布、施行日にちなんで記念行事を実施する。	(再掲№20参照) 6月開催	(再掲№20参照) 6月開催	生活文化局
② 社会制度・慣行の見直し						
ア、都庁内における対応						
	117	男女平等参画推進会議の運営	都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各局部長を委員とする男女平等参画推進会議を運営する。	年数回開催予定 ・施策の進行管理 ・重要施策の総合的な調整 ・審議会調査審議事項に関する調整	1回開催 ・審議会報告(H16.7)を受けての今後の取組 ・審議会等への女性委員の任用促進について	生活文化局
	118	研修の実施	職員を対象に研修を実施して、男女平等参画の理解を深め、事業の立案や運営への反映を図る。	各局で実施	各局で実施	各局
	119	都職員の旧姓使用	法令や制度上、戸籍名を使用することが必要なもの(源泉徴収・給与簿等)、対外的に法的効果を伴う行為に用いるもの(契約書、納入通知書)などを除いて、都職員の申出により、旧姓使用を認める。	平成14年4月から実施	平成14年4月から実施	総務局